

府税事務所より

個人事業税第2期分納期限は

12月2日(月)です

第2期分の納付書は、第1期分の納付書に同封しています。

年間の税額が1万円以下の場合、第1期分で全額納付いただくことになっているため、第2期分の納付書はありません。また、口座振替を利用の場合、納付書は送付していません。

納付書を破損・紛失された場合は、府税事務所へ問い合わせください。

納付場所・納付方法

▽府税事務所

▽大阪府内の各郵便局

▽府の指定金融機関、指定代理金融機関または収納代理金融機関

▽コンビニエンスストア、MMK設置店

▽「地方税統一QRコード(eL-QR)」に対応した金融機関・スマートフォン決済アプリ

▽「地方税お支払サイト」を利用した納付…クレジットカード納付、ペイジー納付(ATM、インターネットバンキング)ができます。

また、納期限日に指定口座から自動引き落としされる口座振替制度も利用してください。

納税が困難な場合は、納税の猶予制度がありますので、早めに相談してください。

北河内府税事務所が移転

10月15日(火)から、北河内府税事務所は新住所へ移転します。来所の際は、お間違えのないようお願いします。

現住所 枚方市大垣内町2丁目15番1号

新住所 枚方市岡東町19番1号ステーションヒル枚方 オフィスB 9階

注移転後の府税事務所には専用駐車場はありません。公共交通機関または、最寄りの有料駐車場を利用してください。

府税のホームページ

府税あらかると 検索

問北河内府税事務所

TEL072-844-1331

固定資産税減額

住宅バリアフリー改修家屋

新築された日から10年以上を経過した住宅に、一定のバリアフリー改修を行った場合には、改修工事が行われた翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税が、3分の1減額されます。

注減額措置の対象床面積は100㎡までで、貸家は対象外です。

減額措置を受けるには、バリアフリー改修を行った住宅に、65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がいのある人が居住していることが条件です。

詳しくはホームページをご覧ください。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474

「行政相談月間」に伴う特別相談所

9月・10月は「行政相談月間」です。総務大臣委嘱の行政相談委員が、毎日の暮らしの中、国・府・市の仕事などで、「困った」「納得できない」「もっと詳しく知りたい」などの相談にあたります。気軽に利用してください。

時10月24日(木) 10:00～12:00

場市役所7階会議室703

申・問人権市民相談課

TEL06-6992-1512

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATMで直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、銀行やコンビニなどのATMで手続きをお願いすることは絶対にありません。このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問保険課

TEL06-6992-1545



お知らせ

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

公的年金等受給者のうち所得税の課税対象となる人には、公的年金支払者(日本年金機構、各共済組合など)から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が順次送られていますので、扶養状況などの必要事項を記入し、年金支払者へ提出してください。

※年金収入のみの人は、原則この申告書の内容が源泉徴収される所得税や個人市民税・府民税に反映されます。

問課税課市民税担当

TEL06-6992-1456

ご存じですか

固定資産税・都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる地積(課税地積)は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在における登記簿上の地積によります。

「測量したところ実際の地積は登記地積と異なっていた」という場合は、速やかに法務局で地積更正の登記をしてください。1月1日までに登記した場合には翌年度から、1月2日以降に登記した場合には翌々年度から固定資産税に反映されます。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474

家屋調査を実施中

市では、新築、増改築や取り壊しのあった家屋を対象に調査を行っています。この調査は、令和7年度の固定資産税の評価額を算定するためのもので、屋内調査も行いますので、ご協力をお願いします。

調査にあたる職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めてください。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474



10月

市民無料相談



注祝日・休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。法律相談の同一内容の相談は原則1回です。

種別	相談名	内容	日・曜日	時間	予約方法	場所	問い合わせ先
法律	法律相談 (弁護士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借や介護サービス問題など (1人30分・先着14人)	毎週木曜日	13:00～16:30	オンライン (相談日の1週間前の0:00から)	市役所1階 市民相談室 101・102	人権市民相談課 TEL06-6992-1512
	法律相談 (司法書士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人)	8日・15日・22日 第2・3・4火曜日	13:00～15:00			
	登記相談 (司法書士)	相続・贈与などの登記 (1人30分・先着6人)	9日 第2水曜日	13:00～16:00			
	税務相談 (税理士)	相続・所得・贈与税など (1人30分・先着6人)	11日 第2金曜日	13:00～16:00			
	行政書士相談 (行政書士)	成年後見・各種契約書の作成など (1人30分・先着6人)	1日・11月5日 第1火曜日	13:00～16:00			
	不動産一般相談 (宅地建物取引士)	賃貸借契約・不動産活用など (1人30分・先着6人)	1日・11月5日 第1火曜日	13:00～16:00			
行政	行政相談 (行政相談委員)	国などの行政に対する要望や苦情など	22日 第4火曜日	10:00～12:00	前日まで		
人権相談	人権相談	人権相談員による相談	毎週月・水・金曜日	9:00～12:00	当日直接	市役所5階 相談室507	
		人権擁護委員による相談	毎週木曜日	13:00～16:00	当日電話		
		人権相談員による電話相談 (1人50分)	11日・25日 第2・4金曜日	17:00～20:00			
	女性のための 悩み相談	相談員…心理臨床カウンセラー 中井紀子氏(1人50分)	1日・8日・15日・22日 第1・2・3・4火曜日	13:00～16:00	オンライン または 電話		
LGBTQ+ 人権相談	相談員…トランスジェンダー 当事者・柴谷宗叔氏	10日 第2木曜日	17:00～20:00				
福祉	福祉の 総合相談	コミュニティソーシャル ワーカーによる 福祉に関する総合相談	平日	9:00～17:30	当日直接	市役所7階守口市 社会福祉協議会	守口市 社会福祉協議会 TEL06-6992-2715
			平日	10:00～16:00 (各CCの 開催日時を 除く)		藤田事務所 (藤田町4-20-1)	
			8日 第2火曜日	10:00～12:00		北部CC	
			15日 第3火曜日			錦CC	
			22日 第4火曜日			八雲東CC	
			10日 第2木曜日			南部エリアCC	
			17日 第3木曜日			東部エリアCC	
			11月5日 第1火曜日			西部CC	
生活	生活不安や 仕事の相談	暮らしや仕事など、さまざまな 困り事など	平日 13日・27日 第2・4日曜日	9:00～17:30 9:00～13:00	電話	市役所6階 くらしサポート センター守口	くらしサポート センター守口 0800-200-8011
空き家	空き家不動産 無料相談会	空き家、不動産に関する困り事 など	28日 第4月曜日	10:00～12:00	電話	市役所1階 市民相談室101	(公社)全日本 不動産協会 大阪東支部 TEL06-4250-9191
進路	進路選択 などの相談	進路や奨学金のことなど	平日	9:00～17:30	電話	市役所6階 学校教育課	学校教育課 TEL06-6995-3151
子育て	育児相談	子育ての不安や疑問など (妊娠中から相談可)	平日および 19日 第3土曜日	9:00～17:30	不要	市民保健センター 3階 あえる※	あえる TEL06-6995-7833
市税	休日納付相談	病気・失業などで市税を納付で きない人(相談や連絡されずに 納付がない場合、財産に対し、 差し押さえ・公売など実施)	27日(日)	9:00～13:00	不要	市役所2階 納税課	納税課 TEL06-6992-1852 ～1854
保険料	平日夜間・ 休日窓口	国民健康保険・後期高齢者医療・ 介護保険に関する保険料の納付 相談など(一部対応できない業 務有)	21日(月) 23日(水) 25日(金)	17:30～20:00	不要	市役所2階 保険課 保険収納課 市役所3階 高齢介護課	保険課 TEL06-6992-1545 保険収納課 TEL06-6992-1537 ・1538 高齢介護課 (介護保険に 関すること) TEL06-6992-1610 ・1612・1613
			27日(日)	9:00～13:00			

※10月1日(火)から市民保健センター3階に移転

オンライン申請はこちらから→
「申請できる手続き一覧」の「個人向け手続き」をクリックし検索してください。
注初回のみ利用者登録が必要です。

